

松原市教育振興基本計画の策定方針（案）

1. 計画策定の理由

人生100年時代の到来や人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新の急速な進展、止まらない人口減少や高齢化、また経済状況の変化とともに、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など文化・人間関係のあり方も大きな転換期を迎えています。

このような時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、教育の果たす役割はますます大きくなっています。誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの「可能性」を最大化していくこと、そして誰もが身につけた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる「チャンス」を最大化していくこと、これらを共に実現するための改革の推進が求められています。

国においては、これらを推進していくため、平成30年6月、「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されたところです。

本市では、これまで「松原市第4次総合計画」に基づき取り組みを進めるとともに、主に学校教育現場や社会教育分野に関する施策として、毎年度教育委員会で策定する「松原市立学校園に対する重点指導事項・社会教育の重点事項」に基づいて、各取り組みを実施してきましたが、教育施策全般を網羅した総合的な計画はありませんでした。

そのような中、平成26年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定では「地方公共団体の長は教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めるものとする」と規定されており、それに基づき、本市でも、平成28年5月、教育に関する施策の根本となる方針を定めた「松原市教育大綱」を策定しました。

そして、この大綱の基本方針を踏まえ、大綱を具体化していくために必要な計画として平成28年度から7年間を計画期間とし、「未来を拓く自立心を育む人づくり」を基本理念に掲げた「松原市教育振興基本計画」を策定し、各施策、事業などを総合的かつ計画的に推進しているところです。

今回、前期計画期間が平成30年度末で終了するにあたり、就学前・学校教育、また社会教育を通じて、次世代の人材育成をさらに進めていくため、平成31年度からの4年間を計画期間とする後期計画を策定します。

なお、策定に際しては、前期計画の方向性を継承しながら、評価と検証を行い、市民ニーズなどを把握した上で、松原市第5次総合計画、国・府の教育振興基本計画、社会・経済情勢などの変化を踏まえ、策定していきます。

2. 教育振興基本計画の方向性

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として位置づけます。

また、第5次総合計画を上位計画とし、松原市教育大綱に基づく計画とするとともに、各関連計画との整合性を図るものとします。

計画対象範囲としては、「目指す子ども像」を実現するための子どもの教育と、「目指す市民像」を実現する社会教育を対象とします。

■計画期間

平成31年度から平成34年度（後期 4年間）

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
総合計画	→							→
教育大綱		→						→
教育振興基本計画		前期計画 →			後期計画 →			

※この計画の期間は、平成28年度を初年度に平成34年度を目標年次とする7年間とします。このうち、主要な施策は平成28年度から平成30年度までの前期3カ年を前期計画とし、平成31年度以降の4か年を後期計画として事業の進捗状況や国の動向、社会情勢等の変化を踏まえて、改定するものとします。

3. 策定委員会の予定

平成30年7月下旬	第1回：委員長・副委員長の選出、諮問、策定スケジュールの確認、アンケート結果等報告、意見交換ほか
9月下旬	第2回：松原市教育振興基本計画素案の検討、意見交換ほか
11月下旬	第3回：松原市教育振興基本計画素案の検討、意見交換ほか
平成31年1月中旬	第4回：パブコメの実施、意見交換ほか
4月中旬	第5回：最終案答申ほか